

分科会番号 C - 2 部門名 日本経済論

第44回日本学生経済ゼミナール関東部会
大東文化大学 インナー大会 提出論文

テーマ 公的年金の制度改革
サブテーマ 少子高齢化時代における理想的な年金制度とは

専修大学経済学部 望月ゼミ B

代表者 宮本 章子

岡島 加奈 佐藤 藍 白瀬 浩将 宮本 章子 若林 明菜

< 章構成 >

序章	3
第1節 日本の年金制度の現状分析	3
第1章 日本の年金制度	3
第2章 公的年金制度の現状	4
第3章 2004年度 年金改革・政府改正法案	4
第2節 少子高齢化社会の経済に対応した制度とは	5
第1章 人口動態と推計 少子高齢化の進行	5
第2章 給付と負担の乖離	6
第3章 保険料未納問題	7
第4章 税と社会保険料	7
第5章 財源の確保	8
第7章 給付水準	10
第3節 海外の年金制度	11
第1章 チリ	11
第2章 スウェーデン	13
第3章 まとめ	15
図表	16
参考文献	29

序章

長い老後の所得保障として、国民が安定した生活を暮らすのに必要不可欠となった年金保険。その年金保険が今、財源問題・未納率と何かと話題になっている。そこで、この論文では、第一章で日本の年金制度の現状、第二章では少子高齢化の及ぼす年金への影響、

5 第三章では各国比較と、年金制度を多面的に分析をした。

第 1 節 日本の年金制度の現状分析

第 1 章 日本の年金制度

年金とは、老後に支払われる生活資金である。そして、年金に政府が介入しシステムとして確立させたものが公的年金制度である。公的年金の意義は国民生活の安定保証である。

日本の公的年金制度は、86年の年金制度改革により、満20歳以上60歳未満の国民はすべて国民年金（基礎年金）の被保険者となる仕組みをとっている。国民は、それぞれの職業等に応じて、国民年金第一号被保険者から第三号被保険者までのいずれかの種類の被保険者となることと決められており、加入した制度によって、将来の給付の種類が決まる。

また日本の公的年金制度は2階建ての構造となっており、国民年金の上の2階部分には民間のサラリーマンに適用される厚生年金保険と、公務員等に適用される共済年金があり、いずれも国民年金と合わせて加入することになる。また公的年金を保管するものとして、民間のサラリーマンには企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金・適格退職年金）が、自営業者等には国民年金基金、確定拠出年金（個人型）がある他、その他に個人年金と呼ばれるものがある。（資料1-1-1）

年金保険料については、国民年金が月額13300円と定額になっているのに対し、厚生年金・共済年金は年間総報酬（標準報酬月額及びボーナスの合計）に比例する形で徴収される。（厚生年金の場合、年間総報酬の13.58%を労使で折半）（資料1-1-2）

年金支給額は、国民年金では40年の加入に対し月額6万6417円（2003年度）の定額給付となっている。

厚生年金・共済年金では、定額部分と報酬比例部分を合わせた年金給付額が、現役世代の手取り収入の約6割（59%）に設定されている。これらは、毎年、消費者物価の上昇

率及び現役世代の手取り収入の伸び率によって調整されている。(物価スライド制・ネット賃金スライド制)ただし、すでに年金を需給し始めた既裁定者については、物価スライドのみが適用される。

5 第2章 公的年金制度の現状

日本の公的年金制度は、急速に進行する少子・高齢化や経済低迷の長期化等の影響によって各制度とも厳しい財政状況にあり、その持続可能性が大きく揺らいでいる。厚生年金を例にとってみると、生産年齢人口の減少や企業のリストラ等によって雇用者が減少していること等を受けて被保険者数が減少している他、一人当たりの雇用者報酬についても名目額で減少を続けていること等から、保険料収入は98年度以降減少を続けている。一方、年金給付のための支出については、高齢化による受給者数の増加を受けて着実に増加している。この結果、2001年度には、積立金の運用環境悪化とあいまって時価ベースでは収支が赤字となった。(資料1-2-1)

15 公的年金制度は、将来の給付に備えるとともに、運用収入により保険料を低くするため、積立金を保有している。しかし、その運用をめぐる環境もまた厳しくなっている。低金利や株価低迷等の運用環境悪化により、97年以降、運用収入は減少を続けており、2001年度には、大幅な株価の下落、運用収入の減少や、運用資産の評価減の影響から、積立金は時価ベースで見ると減少している。(資料1-2-2)

20

公的年金に関わる社会保障費は、73年の福祉元年を境に急増し、81年度には同じ社会保障費に分類される医療費を抜き、その後も両者の差は広がる一方になっている。年金給付のための支出は、高齢化による受給者数の増加を受けて着実に増加している。これまで黒字を計上してきた厚生年金の年々の収支は2001年度に初めて、約7000億円

25 の赤字となった。(資料1-2-3)

第3章 2004年度 年金改革・政府改正法案

第2章で論じたように、年金財政は危機に瀕している。これ以上赤字を拡大し、後の世代に付けを回さないために、以下のような年金改革が行われた。この法案の柱となっているのが、年金保険料の引き上げ、国庫負担の割合引き上げ・給付水準の引き下げである。

30

以下が概要である。2004年10月～厚生年金保険料は0.345%ずつ引き上げ、2017年度以降18.30%とする。

- ・ 2005年4月～ 国民保険料は毎年280円ずつ引き上げ、2017年度以降1万6900円とする。 育児休業に伴う保険免除期間などを一年から三年に延長する。 60代前半の在職老齢年金、一律2割減額を廃止し次のように改正。年金月額と賃金の合計が28万円を超えた部分の半分を年金からカットする。賃金が48万円を超えた部分については、その超えた額を年金からカット。 第三号被保険者の届け漏れを届出ができるようにする。
- ・ 2006年4月～ 障害基礎年金と厚生年金を併給できるようにする。
- 10 ・ 2007年4月～ 合意・裁判所認定の離婚で、厚生年金の夫婦分割を婚姻期間の二分の一が上限として、可能にする。 70歳以上の給付所得者（年金と賃金の合計月収が48万円以上）は年金給付を減額・停止にする。 子供のいない20代女性に遺族厚生年金を永続給付から5年に短縮。
- ・ 2008年4月～ 合意なしの離婚でも、厚生年金の夫婦文分割を可能にする。 毎年15 保険料の納付実績や給付額の目安を通知する。
- ・ 2004年度から2009年度の間には、基礎年金国庫負担割合を、現行の三分の一から二分の一に引き上げ。
- ・ しかしこれらにも問題点が見られるため、次節で論じる。

20

第2節 少子高齢化社会の経済に対応した制度とは

この章では、現行の公的年金制度は、給付建て（確定給付）であることを所与とし、2004年度の年金改革法案を見直し、給付と負担のあり方について考えていきたい。

25 第1章 人口動態と推計 少子高齢化の進行

厚生労働省は人口構成と将来の見通しを前提に年金制度の給付と負担がどのように推移していくのかを公表している。本章では人口動態がどのように変化していくのかをみる。

まず厚生年金・国民年金について、公表されている厚生労働省見通しが人口動態からどのように組み立てられているかを確認する。（資料2-1-1）

30 平成14年、厚生労働省は国立社会保障人口問題研究所が公表した新人口推計から人口

の将来見通しに大きな変化があることを受け新たに財政影響について検討しなおした。以下はその試算の結果である。

まず将来推計人口を展望とすると、出生率については2000年以降の仮定値を試算の前提としている。2000年以降、仮定値を高位、中位、低位とし、それぞれを1.63、
5 1.39、1.10と推計している。これらの前提に基づいて、それぞれの出生推計値ごとに厚生年金と国民年金の保険料を試算している。しかしながら、出生率が想定と大きく食い違う1.29になるというニュースが2004年6月10日に厚生労働省から発表された。年金改革の前提どおり長期的には中位水準においては1.39に増加するという
10 ことであった。当面は影響が出ないとされているが、子供の数が減って保険料収入に影響が出ないはずがない。1.29と1.39の格差は実は大変な格差で、給付水準を維持しようとする
とすると長期的な厚生年金保険料率を引き上げる必要がでてくる。

第2章 給付と負担の乖離

次に厚生労働省の予想通りに段階的に保険料が引き上げられた場合に給付と負担の乖離
15 がどうなるかを確認する。1)

次に保険料の引き上げがない場合2) 保険料率は現状から横ばいだが年金支給開始年齢を65歳から70歳に段階的に引き上げる場合3) 保険料率は現状から横ばいだが、65歳以上人口比率が一定となるように生産年齢人口(20-64歳人口)が増加する場合4) について給付と乖離がどう変化するかをみる。

20 ここで保険料率のベースは、毎月勤労統計から割り出した総報酬である。試算結果の要点を整理すれば次のようになる。

- 1) 「保険料率引き上げケース」では給付と負担の乖離はほとんど生じない(資料
25 2-2-1)
- 2) 保険料率を今のまま一定とする場合では、給付と負担の乖離は2020年前後には約20兆円程度にまで拡大する(資料2-2-1)
- 3) 年金支給開始年齢を引き上げる場合でも、2010年代後半まではほとんど乖離は生じない(資料2-2-2)
- 4) 65歳以上人口比率が一定となる場合では、そもそも給付と負担の乖離は拡大
30 せず、支出はむしろ改善していく(資料2-2-3)

このように見てみると今後の人口動態を前提とすれば、現行の年金制度における給付と負担のバランスが崩れることは不可避であり、その是正のためには、何らかの制度変更を施すか、あるいは財政負担の増加を享受せざるを得ないことが分かる。

5

第3章 保険料未納問題

2002年度の国民年金保険料の未納率(保険料免除者は含まない)を参考にしてみる。未納率は37%にまで上昇している。世代別には若年層ほど未納率が高く、20歳代の未納率は50%を越えている。また、国民年金保険料を支払っていないが、私的に生命保険や個人年金に加入している人も少なくない。したがって制度に対する理解不能による未納者も多いと考えられる一方で、将来保険料負担に見合う年金給付を期待できないとの理由で保険料を納めていない人も増加している。年金制度は賦課方式であるため、保険料未納者が増えればその分厚生年金や共済年金の加入者の負担となる。保険料未納者の増加の問題は大きな問題と言える。

15

第4章 税と社会保険料

次に社会保険料負担と国税総額の比率を参照する。(資料2-4-1)社会保険料のほうが国税総額を上回っていることがわかる。社会保険料の納付は国によって強制されている。所得税や住民税には課税最低限があり、低所得者は課税を免れることができる。他方、社会保険料は原則として低所得者であっても高所得者であっても同率の負担が課せられる。

20

また、国民年金保険料の徴収対策として社会保険庁は、高額所得者で最終催促にも応じなかった未納者に対しては預貯金差し押さえなどの強制徴収の手続きをとっているようだが、効果は限定的である。また徴収コストを考えると効率的な財源確保であるとはいえない。

25

社会保険料徴収には以上のような不具合が生じる点から考えると、2004年の年金制度改革関連法案で、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げる。と提案した点を評価できる。

そこで基礎年金の国庫負担割合を2分の1にとどめず、更に引き上げ全額国庫負担とし、その財源を消費税に求めれば、保険料未納問題が解決することができる。第3号被保険者が、保険料を個別に負担せずに基礎年金の給付が受けられることにより生じる「専業主婦

30

世帯」と「共稼ぎ世帯・単身世帯」との間の不公平感も緩和できる。

第5章 財源の確保

財源確保の増税手段として、もっとも有力であり、政治にも実現性の高いのが、消費税率の引き上げである。

最近の消費動向を前提とすると、1%の消費税で2.5兆円の税収が得られる。したがって10%ポイント上昇させて、15%に引き上げると、2.5兆円の増収になる。また、表に示すように、15%という税率は国際的に見てそれほど高くなく、ほぼ妥当な水準である。EUは加盟国の付加価値税の基本税率を15%以上にするように取り決めをしている。多くの国の税率は15%から20%の間にある。(資料2-5-1)

課税最低限のない比例的な勤労所得税と一般消費税とは、マクロの貯蓄に与えるプラスの効果を除けば、実質的には同じ税である。したがって、所得税の課税最低限が引き下げられれば、あえて、消費税率を引き上げる必要性もほとんどなくなる。ただし、現状では、課税最低限の引き下げは消費税率の引き上げ以上に、政治的に困難である。とすれば、所得税の課税最低限の引き下げと同様な効果を間接的に持っている消費税率の引き上げが相対的に望ましい。

消費税率引き上げの特徴的な効果のひとつがマクロ貯蓄刺激効果である。これは所得税よりも消費税のほうが税負担のタイミングが生涯の後半にずれることによる。

人生の引退期には所得はないが、消費活動はある。生涯を通じて同じ金額の税負担をするとしても、消費税のほうが所得税よりも平均的に負担する。したがって家計は所得が多い勤労期には将来の引退期の税負担に備えて、貯蓄を増加させる。わが国が高齢化社会を目前として、今後貯蓄率の低下が予想されるときに、これまで同様に高い成長を維持するのが長期的に望ましいとすれば、政策的に貯蓄を促進させることが望ましい。この観点から消費税率の引き上げはプラスの効果を持っている。

また所得税の捕捉に比べると消費税の捕捉は容易であり、租税回避行動に対する歯止めとしてのメリットを持っている。さらに、消費は所得よりも安定的な課税ベースであるから、課税によるミクロ的な悪影響を最小にするという観点からも、メリットがある。(資料2-5-2)

これに対し、消費税のデメリットとしては、逆進的な税であり、公平性の観点から問題がある。また、消費税の徴税の仕組みがあいまいであり、いわゆる益税が生じている。こ

れは、消費者が消費税として中小事業者に支払った税金が、最終的に税務署にいかないで、中小事業者の懐に入る問題である。また、所得税と比較して景気安定化の機能がないことなども指摘されている。

5 確かに逆進性の問題は重要なポイントである。税制の持つ一つの重要な機能として所得再分配機能が期待される以上、すべての増税を間接税である消費税だけで賄うと、再分配機能が失われてしまう。

10 しかし問題は再分配の程度である。減税のわが国の所得税を通じる再分配効果が、最適な再分配機能を果たしており正当化されるか、あるいはまだ過小であるとするれば、消費税の比重を拡大させることには、公平性の面から問題が生じる。逆に、現在の所得税による再分配機能がすでに過大であるとするれば、消費税へのシフトは公平性の観点からも正当化されることになる。

また、累進的な所得税の持つメリットとして、景気の悪いときにあまり税負担が増加しないので景気を下支えし、逆に、景気のいいときに税負担が増加して景気の過熱を防ぐという、自動安定化効果を持つことが指摘されている。

15 現行の社会保障制度を所与とする限り、高齢化が進展し、社会保障関連の支出が増大するので、消費税率を引き上げるのは、それへの財源対策として必要であるというのが、一般的な理解であろう。基礎年金の財源を全額消費税に求めるのもそのひとつの帰結である。給付水準を所与とするれば、消費税で財源をまかなうことにはメリットが大きい。

20 消費税は広く薄く課税するものであり、税負担の悪影響は小さい。しかし、消費税を福祉目的税にすることで、福祉関連の支出が必要以上に増加するとすれば、大きな政府の弊害が国民経済全体に重くのしかかることになる。

しかし課税ベースが狭い税の税率を引き上げていくと、それによって直接影響を受ける人が政治的にかなり抵抗することが予想されるため、そういう税は大幅には引き上げにくい。逆に課税ベースが広く薄い税は、国民全体からある程度受け入れやすい。

25 歳出を所与とする限り、現在よりも消費税率を引き上げるのは望ましい選択といえよう。まして、消費税を導入するに際して、官民含めて多額の徴税システムを固定費用として負担している。消費税からある程度多額の税収を確保しないと、徴税コスト面での規模の経済が享受できない。しかし、福祉目的税には問題が大きい。消費税は一般的な基幹税として位置付けるべきだろう。

第7章 給付水準

04年の公的年金改革では、厚生年金の保険料を将来的に年収の20%に固定し、その範囲内で給付を行うと言う新方式への転換を打ち出した。現行の公的年金制度は、給付立てであるため、決められた額の年金給付を賄うために、保険料率の引き上げを中心に対処してきている。

このような保険料水準の上昇に歯止めをかけるためには、給付を抑制する必要がある。給付抑制には、先にあげた通り、給付の抑制には1.年金受給開始年齢の引き上げ、2.給付水準の引き下げが考えられる。ここでは、今年度改革内容の、3.マクロ経済スライドによる給付の自動調整において検証する。

スライドとは時間経過の中で年金給付水準に変更を加える作業である。99年改革以前は、新規に受給を開始する年金額だけでなく、すでに受給を開始している年金額に関しても、現役世代一人当たりの賃金上昇に応じて給付水準が引き上げられていた。99年改革以後は、仮に現役世代の一人当たりの賃金が増加しても、その上昇分をすでに受給中の年金額に反映させることなく、物価上昇分のみを年金給付水準に反映させる事となった。すなわち、公的年金制度の年金受給者に対する責任の範囲を、実質購買力の維持に限定する事で給付を抑制したのである。

しかしながら今後は少子化によって、仮に現役世代一人当たりの賃金水準が順調に伸びたとしても、先に述べたとおり現役世代の人数そのものの減少が見込まれるために、賃金の合計額の伸びは一人当たりの賃金の伸びに比べ、相対的に低下する。つまり、新規に受け取る年金給付水準を一人当たり賃金上昇率で引き上げる一方、少子化で公的年金の給付財源である保険料収入が減れば、その分保険料率を引き上げなければならなくなる。

今回の改革では、1や2の手段ではなく3のマクロスライド方式を変更することにより段階的に給付水準を抑制していく手段をとった。

保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整では、厚生年金の保険料率を18.30%（平成29年度）に固定するために、新規に受け取る年金給付水準を一人当たり賃金の伸び率ではなく、総賃金の伸びでスライドさせることで、新規に受け取る年金給付水準を段階的に引き下げていくという考えである。

マクロ経済スライドは、少子化の進行度合いにより、スライド率と適用される期間が異

なる。少子化が進行するようであれば、それだけスライド率は低くなり適用期間も長くなる。逆にその結果保険料固定方式では少子化が進めば、進むほど給付水準は低くなる。一方、出生率が回復し、働き手が増えれば、給付水準が改善する事になる。

つまり、年金給付水準が段階的に低下すると同時に、保険料負担も現行制度より低下する。

5

モデル世帯の試算による新方式の検証

保険料固定方式の政策効果を評価するために負担と給付を一体的に考える必要がある。そこで平均的なモデル世帯に関する試算を使って簡単な比較を試みる。

10 (1) 60 年生まれの世代

この世代は、現行方式と保険料固定方式で保険料の金額自体は変わらないものの、負担に一定の歯止めがかかるというメリットが生じる。給付水準は、現行方式よりも下がるが、少子化などの進行具合の違いによる差はわずかである。なぜならば、なぜならば少子化の影響が出るのは、生まれた子供が成人して働き出す 2025 年度以降になるためである。

15 (2) 80 年代生まれの世代

80 年代生まれの世代は、保険料固定方式では、現行方式に比べ、生涯に負担する保険料が減少する。しかも、負担がこれ以上増えないという確実性は向上する。一方、受給額も減少する、しかも、少子化の進行具合によってその減少幅は大きく異なり、少子化がより進行する低位推計の場合、給付倍率は現行方式に比べ低下する。

20 このように、少子化による保険財政に対するインパクトを給付水準で調整する保険料固定方式は、保険料水準の上昇に一定の歯止め感を出したが、その一方で、引退時の給付水準に対する不安定感も含んでいる。しかも、その程度は、世代別にみると若い世代ほど大きい。

従って保険料固定方式のようなスライド方式の変更だけでなく、給付乗率引き下げや、支給開始年齢引き上げスケジュールの前倒しなどを組み合わせることも考えるべきである。

25

第 3 節 海外の年金制度

第 1 章 チリ

チリは財政方式を賦課方式から積立方式へ移行することに成功した国である。積立方式に移行する際には様々な問題点が指摘されるため、実際に移行に成功した国の実情を知る

30

ことは有意義であると考えチリの年金改革を取り上げる。

チリがそれまでの年金制度を改め、抜本的に再編をしたのは1981年のことである。それまでの給付立ての賦課方式の制度を改め、民間による個人勘定口座つき掛け金立て積立方式の制度へと移行した。この民間年金は基本的には、強制加入であるが自営業者は任意加入である。この制度変更により、政府は公的年金の直接的な管理をやめ、民間年金に対する最小限の規制と監視を主な任務とした。また民間年金による給付が最低補償額に達しなかった場合はその差額を政府が埋め合わせる。

制度切り替え時点で年金需給年齢に達していない、旧制度のもとで保険料を支払った世代に関しては、その年金受給権を年金国債に変えることで対応された。それぞれが手にする年金国債の金額は、将来給付の年金額とされたのである。年金国債はそれぞれが所持する年金個人勘定口座に置かれ年金国債の実質利回りは年4%と決められた。

チリの年金は2000年時点で同国GDPの半分に相当する資産額となった。年金を管理運用するための民間金融市場は、チリ国内において2000年までにかかなり拡大した。運用利回りは1981年以降の20年平均名目値で10.9%であった。

積立方式へと移行する際には巨額の移行費用が発生すると指摘されることが多い。チリで制度切り替えを進める中で明らかになった未積立の年金債務は1981年時点においてGDPの約130%であった。その債務を償却するために年間でGDPの3.5%から7%に相当する移行費用が1981年以降に財政負担として発生した。そのような財政負担は、チリ経済が1997年高度成長を実現し財政規律を徹底的に行い財政黒字を出し続けることができたために賄うことができた。但し1998年以降、チリ経済は変調し、その将来は予断を許さないものになってしまった。

また賦課方式に対して、高い費用がかかると言われるハンドリングコストであるが、それは1998年時点において、掛金総額の27%を記録している。賦課方式の時のハンドリングコストは掛金総額の5%程度であったので新制度でのハンドリングコストは高いと言える。

さらに積立金の運用利回りであるが1981年以降の20年平均でみると運用利回りは名目値で10.9%となっている。これにハンドリングコストを考慮したネットの運用利回りは5%弱である。ハンドリングコストには固定費用があり、年金資産が少ない人ほど割高となるため低所得者や加入期間が短い人のネット利回りはさらに低くなっている。

第2章 スウェーデン

スウェーデンは高福祉国家として世界的に知られている。しかしスウェーデンでは高齢化、1990年代初頭に経験したマイナス経済成長などによって現行制度に対する危機感が高まり、現行制度の見直しが行われた。本章ではスウェーデンでの年金制度を整理する。

スウェーデンでとられていた旧制度では給付建て、賦課方式の下で財政運営が行われていた。また現役時代の所得とは関係なく支給される基礎年金と、報酬比例の付加年金による2階建てになっていた。報酬比例部分の年金給付額は所得が最も高かった15年間をもとに算出する15年ルールを採用。しかしこの計算方式では、生涯において同額の保険料を納めた場合であっても特定の期間に多くの所得を稼いだ人の方が均一的に所得を稼いだ人よりも多く給付を受けることになり、拠出と給付が直接結びつかない問題があった。また基礎年金部分の給付額に不足が生じた場合は、国庫負担によって不足分が補填される仕組みになっていた。そのため保険料収入が給付額を上回っていたときは、余剰金を一般財源に補充することが可能となっていたが、人口高齢化や経済低迷により給付額が保険料収入を超えて増加する中で収支が逆転した後は国庫による補填額が急激に増え、1997年には、基礎年金給付費の約4割が国庫負担によって賄われるようになった。

賦課方式によって運営される年金制度では、高齢化の影響を受けやすく給付額が増大した場合に保険料の引き上げが必要になりやすい。スウェーデンでは1950年時点で65歳以上の高齢者が人口全体の10%を占めており、年金保険料も収入の2割程度と高い水準にあった。このような状況の中で予想を上回る出生率の低下が起こり高齢化のペースが速まることが予想された。

1990年代には3期連続のマイナス経済成長を記録し、このようなことが続けば大幅な保険料の引き上げが必要になることが危惧されるようになり、これらを踏まえた上で改革は進められた。

新制度は、旧制度の給付建て賦課方式を改め賦課方式は維持したまま拠出した保険料を年金個人勘定口座に記録し、それをあたかも運用したかのようにみなし、運用収益相当分と拠出した保険料をもとに給付額を算出するみなし掛け金立て制度となった。

通常、掛け金建ての制度では、制度移行時点ですでに現役から引退している人に対する給付額が積み立てられていないため、その不足部分を賄う目的で現役世代に自らの保険料

と不足部分の負担をもとめる二重の負担を強いることとなる。

そこで新制度では、賦課方式で運営し二重の負担を回避しつつ拠出した保険料を年金個人勘定講座に記録し年金権として積み立てることとした。ただし拠出した保険料は、賦課方式だけで運営することはやめ、一部は積立方式で運営を行うものとしている。保険料率
5 18.5%のうち16%は賦課方式、2.5%は積立方式で運営されている。賦課方式の年金は、予想を超えて少子高齢化が進むと保険料を支払う現役世代が減ることによって年金財政が悪化するのを部分的に積立方式を組み込むことで賦課方式の欠点を補うことが目的である。

みなし掛け金建てへと移行することにより保険料の拠出と年金の給付が結びつく。こう
10 することで15年ルールの問題点を取り除き、高齢化による世代間格差を取り除き、現役世代の不満解消に効果がある。また一般的な受給開始年齢を設けず61才以降いつからでも受給できるようにしている。受給開始年齢を引き上げその間も保険料を拠出すれば、その分も給付額に反映されるため、高齢者の就労に促進的である。

またスウェーデン政府は保険料18.5%を今後とも引き上げないとしている。こうす
15 ることで現役世代に今後負担増がないという安心感を与え、経済への悪影響を未然に防ごうとしている。

しかし賦課方式の性格を強く持つために高齢化の影響を強く受け、総給付額と総拠出額の乖離が避けられない時は乖離分を積立金の運用収入で補えなければ、年金財政は徐々に悪化することになる。それは年金給付水準が決定された後に、平均余命が大幅に伸びた場
20 合にも当てはまる

このような状況に対応するため、毎年度バランスシートをチェックし年金財政が債務超過に陥るような場合には資産、負債が均衡するまで年金給付額を自動的に調整抑制する自動的財政均衡メカニズムを採用した。こうすることで給付と債務のバランスが崩れたとしても制度改正を待たずに、給付の調整が行われ、年金財政の悪化を免れることができる。

また旧制度の基礎年金部分は廃止され、所得比例の年金制度に一本化された。さらに国庫負担の制度も廃止し、給付額の全額を年金保険料と積立金運用収入で賄うこととした。新制度では、基礎年金の代わりに、所得比例年金だけでは、政府保証の年金額に満たない人に対して、その差額を全額国庫負担により補填する制度に改めた。この結果、年金給付
25 に対する国庫負担は拠出能力の低いものに対して行われ、所得の低いものほど年金給付
30 に対する国庫負担が大きくなる仕組みとなった。最低年金保障年金の給付水準は、税引き後

で生活保護の基準となる所得の概ね75%となっており、また旧制度における基礎年金額とほぼ同じである。

第3章 まとめ

5 チリの例から賦課方式から積み立て方式へ移行する際には、多額の移行費用が必要になることが明らかとなった。チリの場合、移行時が経済成長と重なったのが幸いしたが、経済情勢によっては実現が難しい状況も考えられる。また移行に成功したとしても、賦課方式に対して割高になるハンドリングコストや、市場の状況によって変動する運用利回りなどが課題としてあげられるだろう。

10 スウェーデン方式の新年金制度は評価できる部分が多い。日本での年金改正案に組み込まれた保険料固定方式は、スウェーデンが保険料を18.5%に固定したのを見習ったものと言われている。現役世代に対し際限なく負担が上がることはないとするための手段であるといえる。

15 特にスウェーデンのみなし掛け金建て制度は、拠出と給付を直接結びつけた点が評価できる。日本の年金不信は若者世代から支払った額に見合った給付額が得られないのではないかという不満から生じ、空洞化へと繋がっている。年金の維持可能性は若者の年金加入意欲により強く左右される。その点から拠出と給付を結びつけるような制度は検討する価値があるといえるだろう。

 なお本論中では章を割かなかったが、アメリカの年金についても補足しておく。

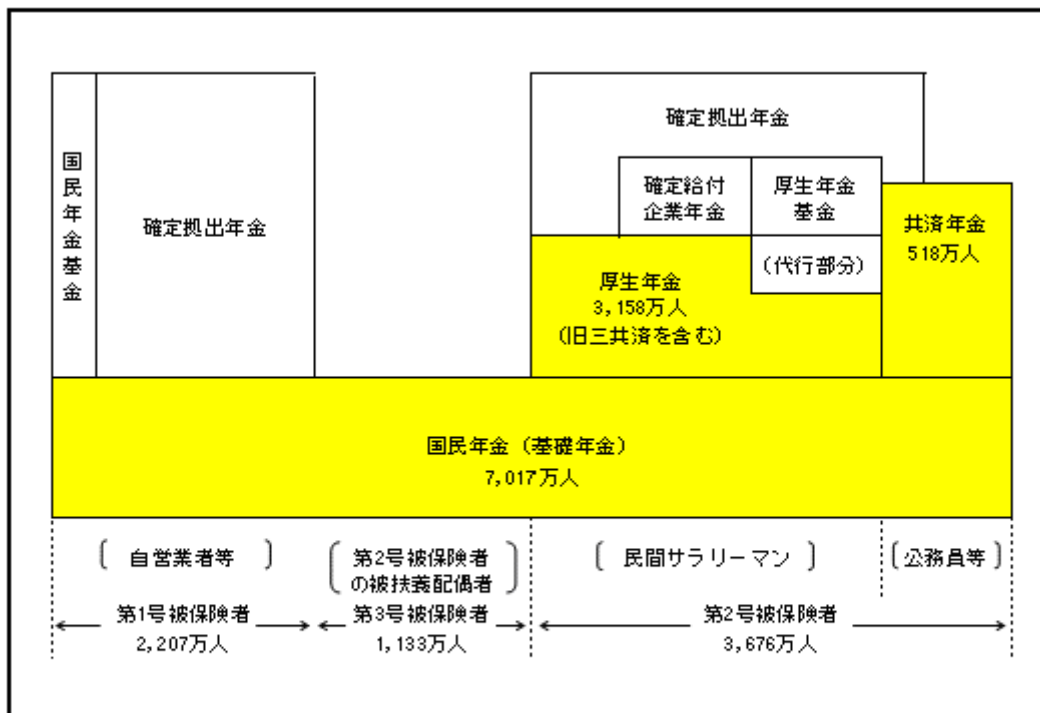
20 米国の年金制度は公的年金と私的年金から構成される。公的年金は国や自治体などが運営する年金を指し、一方私的年金はそれ以外の企業が運営する企業年金と個人が加入する個人年金のことを指す。

25 公的年金は社会保障税で賄われ、その積立金の規模は、日本とほぼ同じである。が、米国は日本と違い、その残高を今も伸ばし続けている。これは税収以外に信託基金を非市場的国債によつての運用や、先進国の中でも高い出生率に起因するものと思われる。

図表

資料1 - 1 - 1

日本の年金制度の概要



- (備考)
1. 数値は2002年3月末のもの。
 2. 確定給付企業年金は2002年4月から実施。適格退職年金については10年以内に他の企業年金等に移行。
 3. 共済年金のうち農林共済(46万人)は2002年4月から厚生年金に統合。

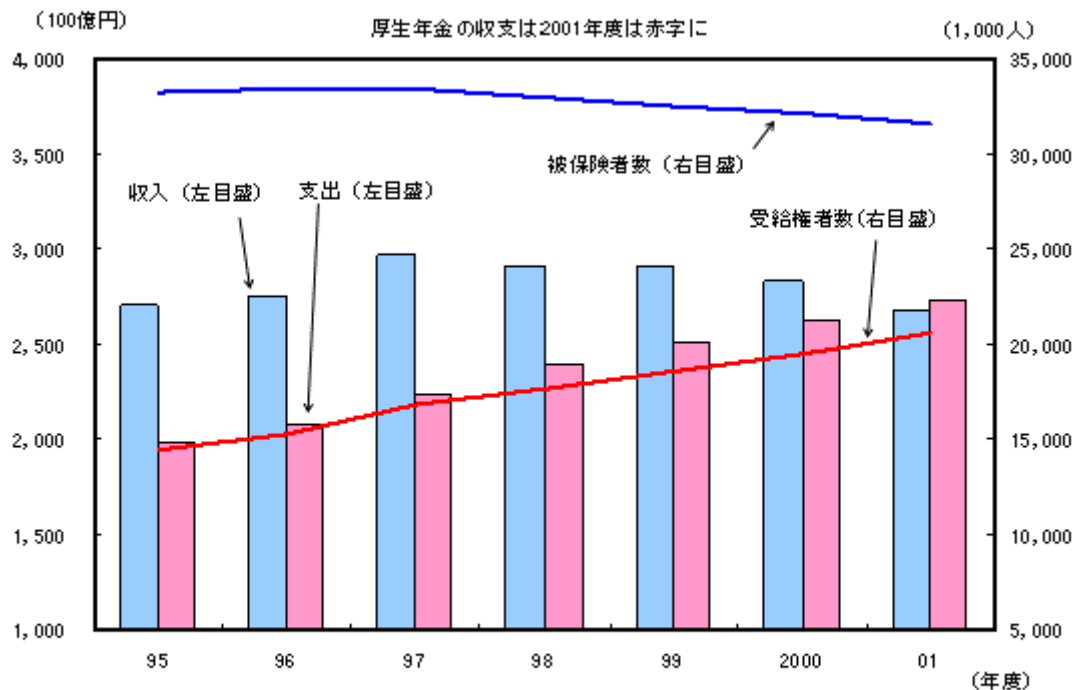
資料1 - 1 - 2

職業等	加入制度と保険料		
	加入制度	保険料	
自営業者、農業者、学生等 (20歳以上60歳未満で 下記以外の人)	国民年金 【第1号被保険者】	13,300円 (定額、月額)	
被用者	厚生年金適用 事業所に雇用される 65歳未満の人 (民間サラリーマン、 OL等)	国民年金 【第2号被保険者】 + 厚生年金	月収の17.35%と 賞与等の1% (労使で折半。本人負 担は月収の8.675% と賞与等の0.5%)
	公務員、 農林漁業団体職員、 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】 + 共済年金	加入共済制度により 月収の13.3%~ 19.49% と賞与等の1% (労使で折半)
専業主婦等 (被用者の配偶者(妻または夫) であって主として被用者の 収入により生計を 維持する人)	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担は要しない (配偶者(夫または妻) の所属する被用者年金 制度(厚生年金または 共済年金)が負担)	

(注) 保険料は平成13(2001)年度現在。

資料1 - 2 - 1

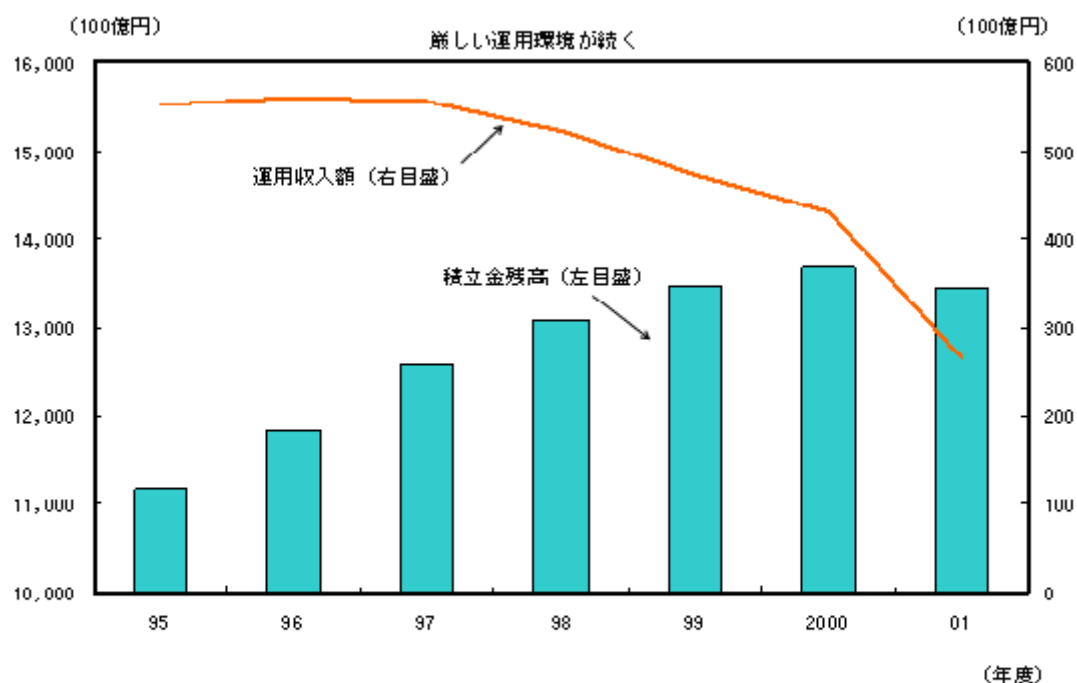
厚生年金保険収支状況（実質収支）



- (備考) 1. 2000年度までは社会保険庁「事業年報」、2001年度は社会保障審議会年金数理部会（第6回）資料により作成。2001年度は時価ベース。
 2. 実質収支とは基礎年金交付金等の額を収支双方から控除したもの。

資料1 - 2 - 2

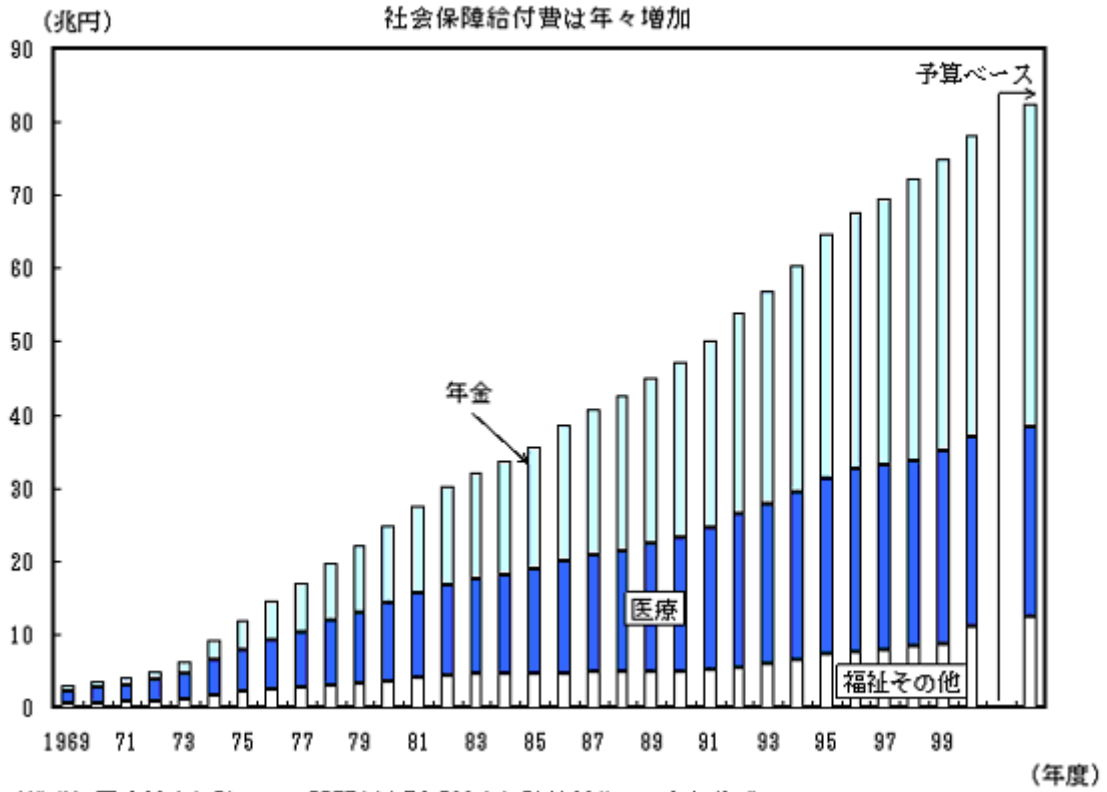
厚生年金保険の積立金残高及び運用収入額の推移



- (備考) 1. 2000年度までは社会保険庁「事業年報」、2001年度は社会保障審議会年金数理部会（第6回）資料により作成。
2. 2001年度においては、収入額の中の運用収入及び積立金は年金資金運用資金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた時価ベースである。

資料1 - 2 - 3

社会保障給付費の推移



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」により作成。

新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について

1. 試算の位置付け

本年1月に新人口推計(「日本の将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所)が公表され、出生率の低下、平均寿命の伸びなど、年金制度の基礎となる人口の将来見通しに大きな変化があることが示された。

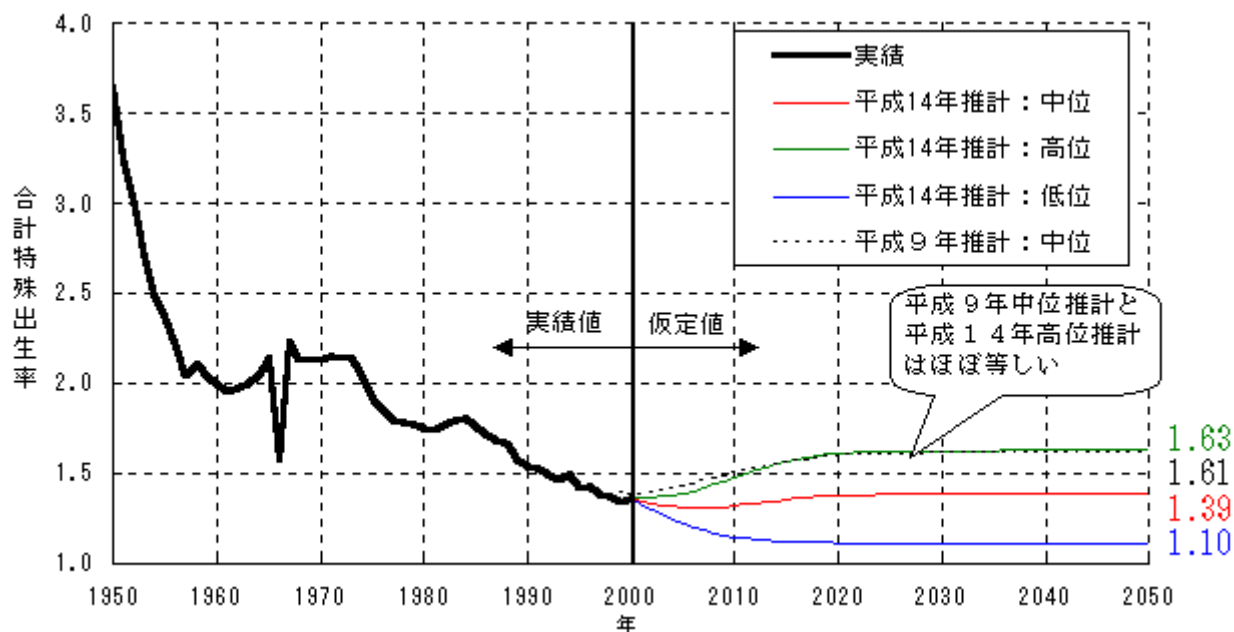
このため、次期制度改正の検討を進めるにあたり新人口推計の年金財政への影響を明らかにすることを目的として、平成11年の財政再計算を基に、平成12年度末の被保険者数等の実績を初期データとして、将来推計人口を前回人口推計ベースから新人口推計ベースに機械的に置き換えた試算を行った。

2. 試算の前提

将来推計人口 平成14年将来推計人口

(平成14年将来人口推計の前提の概要)

出生率



寿命

2050年における平均寿命...男子 80.95(79.43)歳、女子 89.22(86.47)歳

()内は平成9年推計における推計値。

試算のその他の主な前提

経済的要素

賃金上昇率 2.5% (2007年まで1.0%)

物価上昇率 1.5% (2007年まで0.0%)

運用利回り 4.0% (2007年まで2.5%)

年金改定率(新規裁定者分、年当たり)

2.5% (2008年まで0.8%、平成36年財政再計算期まで2.3%)

人口学的要素

推計の初期データである基礎数は直近の平成12年度末のものとし、人口推計以外の基礎率(脱退率等)は平成11年財政再計算と同様とした。

国庫負担

国庫負担割合を1/2とする場合には、平成16年10月から引上げとした。

3. 試算の結果及び留意点

(1) 試算結果

平成37(2025)年度以降の最終保険料(率)(総報酬ベース)は、下記のとおりである。

	平成11年財政 再計算ベース	高位推計	中位推計	低位推計
国庫負担1/3				
厚生年金	21.6% (100)	22.8% (106)	24.8% (115)	27.5% (127)
国民年金 (H.11年度価格)	25,200円 (100)	27,100円 (108)	29,600円 (117)	33,000円 (131)
国庫負担1/2				
厚生年金	19.8% (100)	20.6% (104)	22.4% (113)	24.8% (125)
国民年金 (H.11年度価格)	18,500円 (100)	19,900円 (108)	21,600円 (117)	24,000円 (130)

注1: ()内は平成11年財政再計算ベースを100とした指数である。

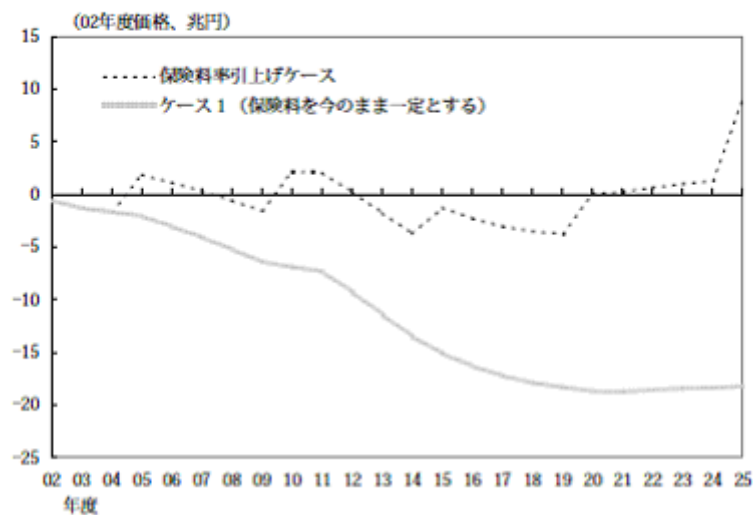
注2: 現在の保険料(率)は、厚生年金13.58%(総報酬ベース)、国民年金13,300円である。

- (1) 財政影響を最終保険料(率)でみた場合、平成 11 年財政再計算ベースと比較して高位推計では 0.5 割程度、中位推計では 1.5 割程度、低位推計では 2.5 ~ 3 割程度の増加となっている。
- (2) この主な要因は
高位推計では寿命の伸びの影響によるものであり、
中位推計では寿命の伸びの影響が 0.5 割程度、少子化の影響が 1 割程度
低位推計では寿命の伸びの影響が 0.5 割程度、少子化の影響が 2 ~ 2.5 割程度
となっている。
- (3) 具体的な影響は、当面、寿命の伸びに伴うものが生じ、少子化の影響は、概ね平成 32 (2020) 年以降の長期の将来に向けて生じる。

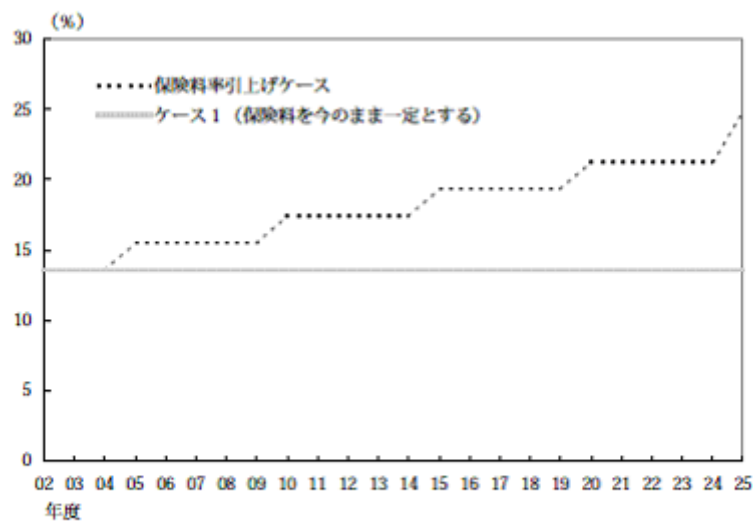
資料2 - 2 - 1

年金の見通し（ケース1）

(1) 負担—給付



(2) 保険料率

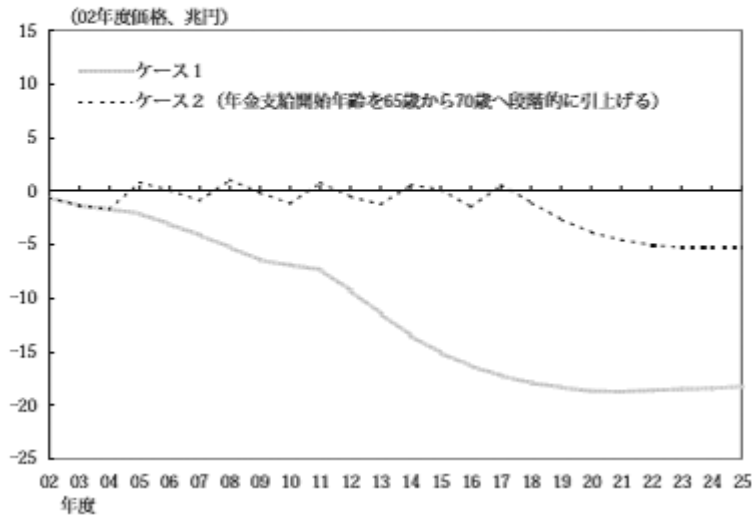


(注) 2002年度価格で評価。

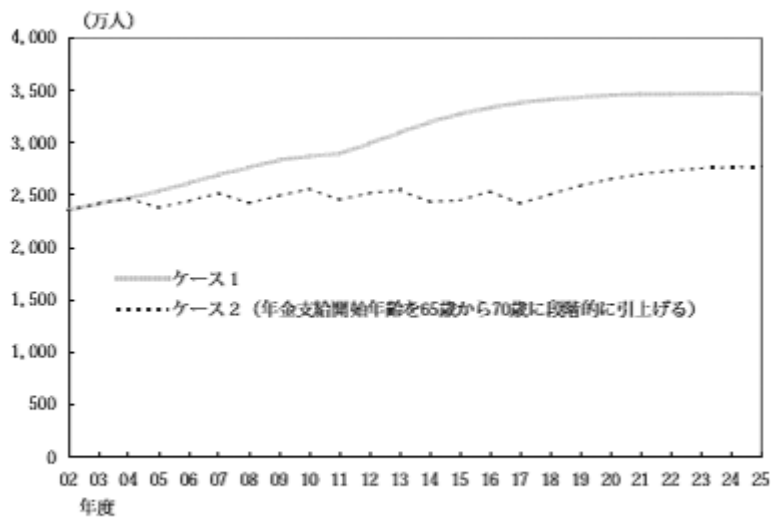
資料2 - 2 - 2

年金の見通し (ケース2)

(1) 負担-給付



(2) 支給対象年齢人口

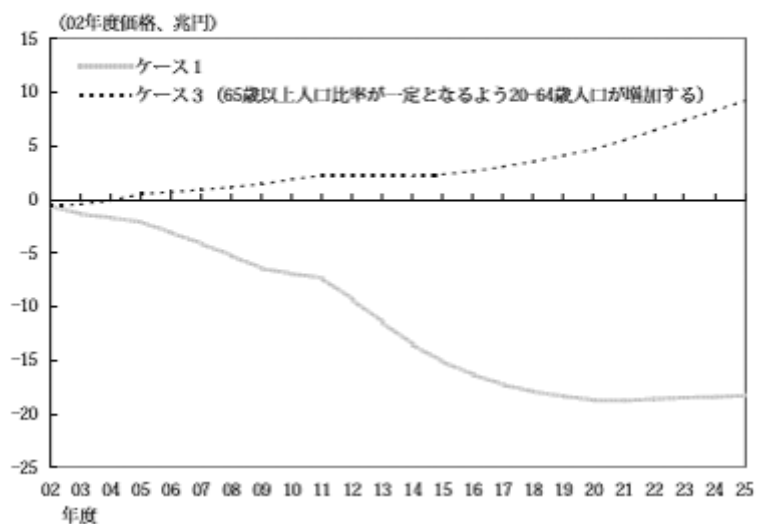


(注) 2002年度価格で評価。

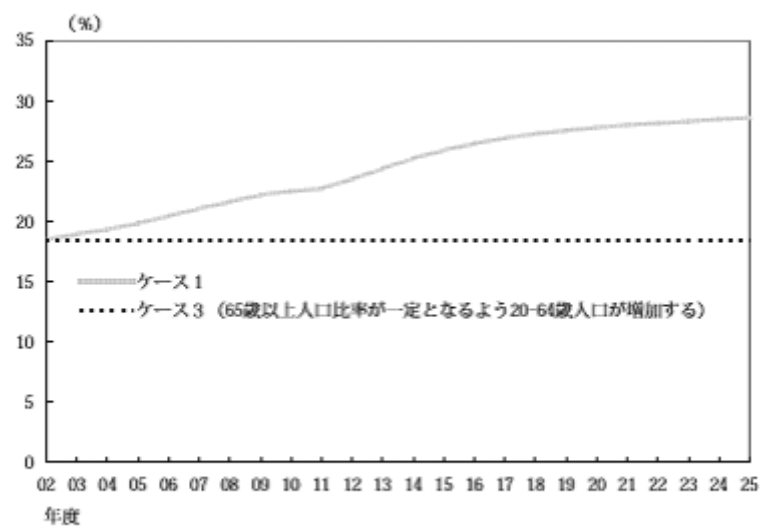
資料 2 - 2 - 3

年金の見通し (ケース3)

(1) 負担-給付



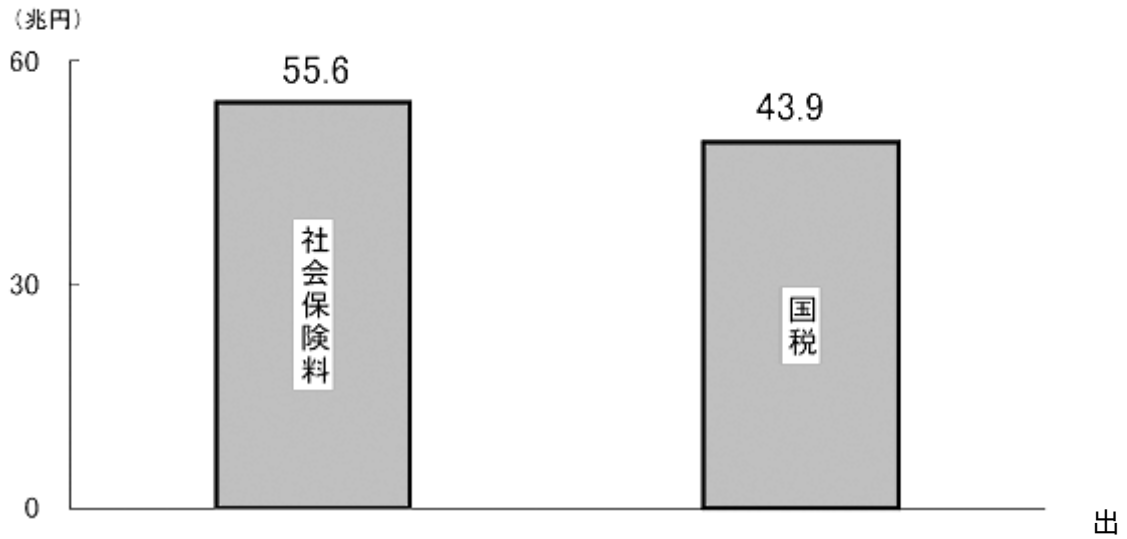
(2) 65歳以上人口比率



(注) 2002年度価格で評価。

資料2 - 4 - 1

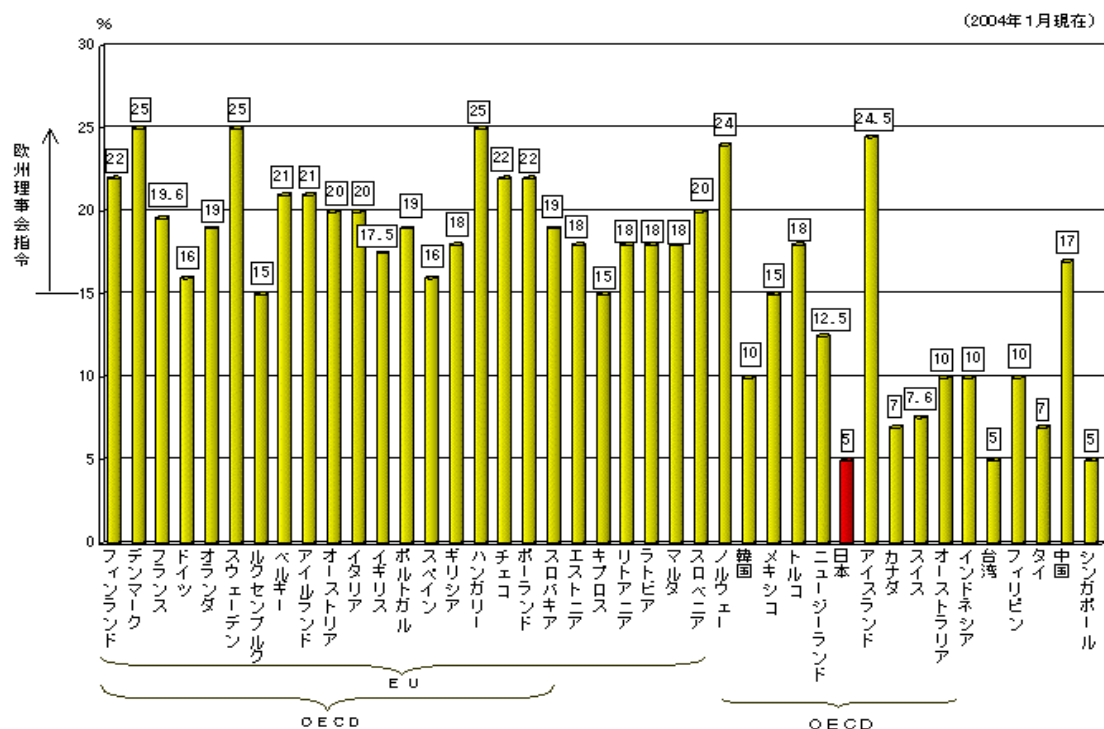
社会保険料負担は国税総額よりも多い
(2003年度当初予算)



典 <http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/index-j.html> 社会保障と税制

資料 2 - 5 - 1

付加価値税率(標準税率)の国際比較

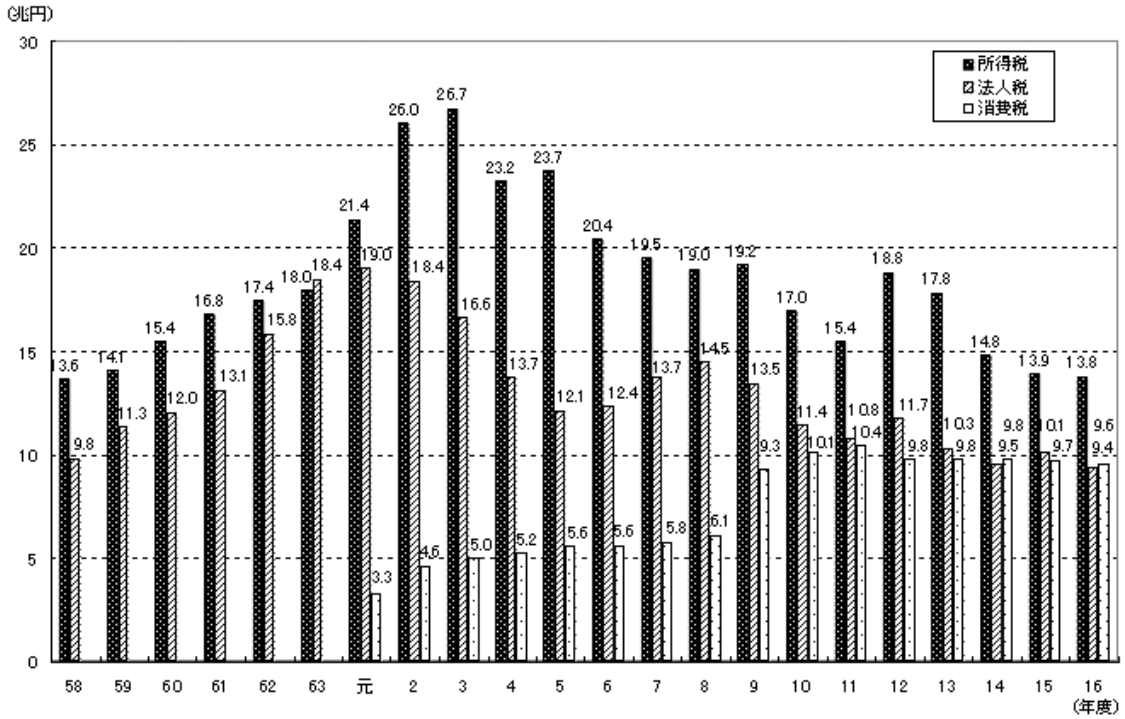


財務省 わが国税制・財政の現状全体に関する資料(平成 16 年 4 月現在)

- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%は地方消費税(地方税)である。
2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州 8%)
3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税がかされている。(例:ニューヨーク市 8.625%)
4. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10カ国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。

資料 2 - 5 - 2

主要税目の税収(一般会計分)の推移



(注) 15年度以前は決算額、16年度は予算額による。

財務省 わが国税制・財政の現状全体に関する資料(平成16年4月現在)

参考文献

- ・ 「年金の教室」高山憲之 PHP 新書 (2000/01)
- ・ 「信頼と安心の年金改革」高山憲之 東洋経済新報社 (2004/05)
- ・ 「財政赤字の正しい考え方」井堀利宏 東洋経済新報社 (2000/07)
- ・ 「良い増税・悪い増税」大田弘子 東洋経済新報社 (2002/03)
- ・ 「受益と負担の経済学」平野正樹 近藤学 宮原信吾 桜総合研究所 (1999/7)
- ・ 「年金改革法案を検討する」高山 憲之 (Discussion paper No,25 2004)
- ・ 「社会保障と税制」井堀利宏 フィナンシャル・レビュー第 65 号 (2002/10)
- ・ 「わが国の人口動態がマクロ経済に及ぼす影響について」神津多可思 佐藤嘉子 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ (2003/09)
- ・ 「公的年金制度の抜本的改革はどう進めるべきか」深澤映司 堀江奈保子 みずほ総合研究所論文集 (2004)
- ・ 15年度 経済財政白書 内閣府
- ・ 厚生労働省ホームページ
- ・ 社会保険庁ホームページ
- ・ 財務省 税に関するホームページ